

平成 27 年 2 月 3 日

< 報道関係各位 >

平成 26 年度補正予算における 住宅金融支援機構によるフラット 35 S の金利引下げ幅の拡大 等の実施について

～平成 27 年 2 月 9 日資金お受け取り分から～

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽 1-4-10、理事長：宍戸 信哉）では、民間金融機関との提携による最長 35 年長期固定金利住宅ローン【フラット 35】を提供するほか、災害復興住宅融資などの政策上重要な融資を実施しております。

今般、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に掲げられた住宅市場活性化の推進とともに、省エネルギー性に優れた住宅等、質の高い住宅の取得を支援するため、平成 27 年 2 月 3 日に成立した平成 26 年度補正予算において、以下の制度拡充を実施します。

1. 【フラット 35】関係

- (1) 【フラット 35】S における当初 5 年間（長期優良住宅、認定低炭素住宅等の特に性能が優れた住宅については当初 10 年間）の金利引下げ幅を現行の年▲0.3%から年▲0.6%に拡大します。
- (2) 【フラット 35（買取型）】の 9 割超融資について、現行、9 割以下融資の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げます。

※ (1) 及び (2) は平成 27 年 2 月 9 日（月）に資金をお受け取りになる方から適用し、平成 28 年 1 月 29 日（金）のお申込み分までの時限措置（注）

2. 住宅融資保険関係

一般の住宅ローンや【フラット 35】との併せ融資等を対象とした住宅融資保険の保険料率を 0.15%程度まで引き下げます（つなぎ融資は対象外です。）。

※ 平成 27 年 2 月 9 日（月）に資金実行される住宅ローンから適用し、平成 28 年 1 月 29 日（金）のお申込み分までの時限措置（注）

3. 災害復興住宅融資関係

- (1) 災害復興住宅融資等の融資限度額（土地取得相当分を除く。）を約 10%引き上げます。

※ 平成 27 年 2 月 9 日（月）に資金をお受け取りになる方から適用

- (2) 東日本大震災に係る災害復興住宅融資及び災害復興宅地融資の受付期間を平成 29 年度末まで 2 年間延長します。

(注) 予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。

※具体的な内容については、別紙をご覧ください。

【報道関係者からのお問合せ先】

経営企画部広報グループ 井上／高橋／瀬戸口／雪原 TEL：03-5800-8019

住宅金融支援機構ホームページ : <http://www.jhf.go.jp/>

【フラット 35】専用ホームページ : <http://www.flat35.com>

**「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に関連した
平成 26 年度補正予算の概要（住宅金融支援機構関係）について**

住宅金融支援機構は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に掲げられた住宅市場活性化の推進とともに、省エネルギー性に優れた住宅等、質の高い住宅を支援するため、平成 26 年度補正予算に盛り込まれた以下の事項について実施します。

1. 【フラット 35】関係

- (1) 省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得する場合に当初 5 年間（長期優良住宅、認定低炭素住宅等の特に性能が優れた住宅については当初 10 年間）の金利引下げを行っている【フラット 35】S について、金利引下げ幅を現行の年▲0.3%から年▲0.6%に拡大します。
- (2) 【フラット 35（買取型）】の 9 割超融資について、現行、9 割以下融資の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げます。

※ 平成 27 年 2 月 9 日（月）に資金をお受け取りになる方から適用し、平成 28 年 1 月 29 日（金）のお申込み分までが制度拡充の対象となります。

ただし、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。

受付を終了する場合は、終了する約 3 週間前までに、フラット 35 サイト

(www.flat35.com) 等でお知らせします。

2. 住宅融資保険関係

金融機関の住宅ローン貸出しに対する公的な信用保険である住宅融資保険の保険料率を 0.15%程度まで引き下げます（つなぎ融資は対象外です。）。

※ 平成 27 年 2 月 9 日（月）に資金実行される住宅ローンから適用し、平成 28 年 1 月 29 日（金）のお申込み分までが制度拡充の対象となります。

ただし、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。

受付を終了する場合は、終了する約 3 週間前までに、契約を締結している金融機関にお知らせします。

3. 災害復興住宅融資関係

(1) 災害復興住宅融資等（土地取得相当分を除く。）の融資限度額を引き上げます。

(限度額引上げの例)

【住宅を建設される場合】

基本融資額 1,500 万円 → 1,650 万円 (+150 万円)

【住宅を購入される場合】

基本融資額 2,470 万円 → 2,620 万円 (+150 万円)

【住宅を補修される場合】

基本融資額 660 万円 → 730 万円 (+70 万円)

※ 地すべり等関連住宅融資についても災害復興住宅融資と同様に限度額を引き上げます。

※ 平成 27 年 2 月 9 日（月）に資金をお受け取りになる方から適用します。

(2) 東日本大震災に係る災害復興住宅融資及び災害復興宅地融資の受付期間の延長（現行の平成 27 年度末までから 2 年間延長し、平成 29 年度末までに延長）を実施します。